

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月22日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	渡瀬	典幸
静岡県監査委員	大石	哲司

1 包括外部監査の特定事件

平成30年度

「指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

2 措置状況の内容

別冊のとおり

平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成 30 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
E 静岡県舞台芸術公園						
意見	<p>①施設の活用方法の検討</p> <p>当該施設は、端的に言えば、SPACが芸術活動を行うために税金を使って維持管理している特殊な施設であり、一般的な都市公園などと比べても一般利用者数は非常に少ない。しかも、肝心の専用使用者であるSPACも年間の半分以上を使用していない施設もある。</p> <p>一方で、当該施設は、SPACの公演が行われるグランシップの劇場からも、日本平山頂の展望施設からも近く、劇場公演の観客や日本平山頂の展望施設の観光客をうまく呼び込むことができれば、かなり有効な活用も期待できる場所に立地している。</p> <p>設置から 20 年以上が経過し、施設の老朽化も進んできており、今後、施設の改修費用も増加していくことが予想される中で、現状の活用方法のままでは、県民の理解は得にくいであろう。</p> <p>SPACは、公益財団法人という形態にはなっているが、実質的に静岡県の劇団であり、そのSPACの芸術活動の場が当該施設であるとすれば、SPACの活動はもっと積極的に県民に還元されるべきであるし、当該施設はSPACの活動を県民に還元するための場としてもっと積極的に活用できるものにしていくべきである。</p> <p>担当課は、当該施設の本来の目的であるSPACの芸術活動の場としての機能を維持することを考慮しながらも、より積極的な一般利用の方法、県民への還元の方法を検討すべきである。</p> <p>また、現状では、SPACの専</p>	P70	措置完了	<p>平成 30 年度に県と管理者とで舞台芸術公園利活用検討会議を立上げ、公園の利活用方法、県民への還元方法について検討を行っている。</p> <p>令和元年度には、新たにSPAC演目に関する展示や、稽古場等を見ることができる施設見学ツアーを実施した。</p> <p>令和 2 年度には、外部有識者等により構成する「演劇の都」構想策定委員会を設置し、SPACの資源をより分かりやすい形で県民に還元するための検討を重ね、令和 3 年度に「演劇の都」構想を策定するに至った。</p> <p>本構想では、舞台芸術公園を「演劇の都」の拠点として、SPACの資源を活用した利活用を進めていくこととし、来場者がSPACや舞台芸術に触れられる演劇ミュージアム（仮）の設置や、SPACの人材育成事業での活用方針を定めた。</p> <p>また構想では、施設の一般利用による観光活用についても言及し、今後民間や周辺文化施設と連携した広報や観光商品の造成を進めていくことを定めた。</p> <p>なお、舞台芸術公園の指定管理者は、舞台芸術を活性化し、「演劇の都」構想を推進できる能力を有する必要がある、その能力を有する団体は</p>	令和 4 年 3 月	文化政策課

	<p>用使用を前提としていることから、公園の使用者であるSPACが当該施設の指定管理業務を担うという特殊な状況にある。今後、公園の一般利用が進み、公園の位置づけの見直しが必要となる場合には、指定管理者についても、必ずしもSPACでなくてもよくなることも考えられるため、その際には、指定管理者の選定方法についても見直すべきである。</p>			<p>SPAC以外にないことから、次期指定管理者もSPACを非公募単独で候補者に選定した。</p>		
<p>意見</p>	<p>②警備に関する支出の見直しについて</p> <p>当該施設では、365日、24時間体制で警備員を配置しており、施設正面入口から外部に対する一定の牽制効果が期待できるほか、SPACのスタッフ・宿泊者・園地散策者等を含めた施設利用者からの様々な連絡を受け付ける第一の窓口になっている。</p> <p>しかし、その反面、監視カメラもなく、樹木も多い見通しの悪い広い園内で本当に必要としているレベルの警備ができているのか、という疑問もある。</p> <p>担当課は、警備体制のあり方と警備に関する費用対効果について再検証すべきである。</p>	<p>P71</p>	<p>措置完了</p>	<p>管理者との検討の結果、様々な連絡を受け付ける第一の窓口として、常駐警備員は継続する予定である。</p> <p>次期（第5期）指定管理期間では、これまでのSPACの創造の場としての公園利用形態を抜本的に変えることはせず、利活用事業については、まずは県主導により進めていく方針となった。</p> <p>これを踏まえてSPACが作成した次期指定管理事業計画では、大幅な警備体制の見直しは不要とみなしながらも、各施設内に設置の監視カメラによる監視や、各施設出入口に機械警備を導入する提案がなされた。</p> <p>本提案では、警備費用を増やさず、従来の警備員体制に監視カメラを加えることで、より強固な24時間体制の警備を行うことが可能となり、費用対効果を上げる見直しが行われている。</p> <p>警備を含めた本計画書及び収支予算の内容は、令和3年10月に指定管理者選定委員会にて異論なく審査され、SPACの次期指定管理者としての適格性が評価されたことから、必要な見直しが行われたものと判断する。</p>	<p>令和3年10月</p>	<p>文化政策課</p>

F 静岡県立水泳場		G 静岡県富士水泳場					
意見	<p>②施設のあり方の検討について</p> <p>県立水泳場は高校総体（平成3年開催）、富士水泳場は国体（平成15年開催）における競技会場として整備された施設であり、いずれも50mと25mの競泳用プール及び飛込プールという同スペックの設備を有している（すべて公認プール）。</p> <p>施設の設置目的は、第一に「競技力の向上」があり、二次的に「県民一般の健康増進とスポーツ振興」がある。そのため、利用においては競技者の利用が優先されている。また、一般開放分を含めると、平成29年度にはいずれの施設も年間10万人を超える利用があるが、減免利用者が多いため、収支の改善に結びつかない特徴がある。平成29年度における施設全体の収支（県と指定管理者の連結収支）は、県立水泳場で158,736千円、富士水泳場で204,886千円、合計363,622千円の支出超過で、同様の機能を持つ施設を重複して保有することで県の負担は2倍になっている。</p> <p>県立水泳場は建設から約30年、富士水泳場も16年が経過し、各所に経年劣化が見られ、今後、さらなる修繕費用や設備更新等が必要と見込まれる。現在の施設を維持していくのか、あるいは設置目的を見直して施設の集約やダウンサイジングを図っていくのか、県スポーツ推進審議会等を活用し、長期的な視野で今後の方向性を慎重に検討していく必要がある。</p>	P85	検討中	<p>平成30年度に実施した劣化診断の結果を元に、令和元年度に中期維持保全計画を策定した。</p> <p>中期維持保全計画を踏まえ、補修の年次計画を具体化する過程で、コスト縮減の観点も含めて長期的視点で今後の方向性を慎重に検討していく。</p> <p>検討に当たっては、静岡県スポーツ推進審議会等を活用し、施設全体の収支、競技人口や本県の地理的特性、他の競技施設の設置状況等を踏まえるとともに、次期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け資産経営課が進める静岡県公共施設等総合管理計画とも整合を図っていく。</p>	令和4年9月	スポーツ振興課	
意見	<p>③コンセッション事業の導入可能性の検討について</p> <p>当該施設では、制度の標準期間である5年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視野に立った提案を受けにくいことが課題である。</p>	P86	検討中	<p>②の施設のあり方検討（施設の設置目的、規模など）と併せて、公費負担の抑制効果、競争性確保によるサービス向上効果を総合的に勘案し、施設に最も適合する官民連</p>	令和4年9月	スポーツ振興課	

	<p>第4期（平成30～令和4年度）募集において、応募者（現指定管理者）から施設整備に関する提案を受け、トレーニング室のリニューアルやWi-Fiの整備等が進められ、施設の利便性が図られてきたところであるが、指定期間が今よりも長く設定されれば、より長期的な投資提案を受けられることも期待される。</p> <p>指定管理者制度以外の官民連携制度にコンセッション方式があるが、コンセッションによれば、数十年という長期契約も可能となることから事業者の裁量は広がり、中長期の設備更新という行政課題についても、民間ノウハウを生かした提案を受けられる可能性が出てくる。</p> <p>文部科学省の「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」最終報告でも、スポーツ施設におけるコンセッション制度導入のメリット等が示されており、たとえ独立採算が見込めない施設であっても、公的負担の抑制効果が出れば有用であることから、当該施設に最も適合する官民連携制度を研究し、効率的な経営の仕組みを構築していくことを検討されたい。</p>			<p>携制度を研究する。</p> <p>次期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け検討していく。</p>		
意見	<p>④ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案について</p> <p>スポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。</p> <p>安全なスポーツ施設を持続的に運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携による効率的な経営の仕組みを考えるとともに、施設の設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これ</p>	P86	検討中	<p>県立水泳場については、土地を市から無償で借用していること、富士水泳場については、都市公園の一部利用を市から無償で許可を受けていること等から、ネーミングライツについては、公募の対象外施設とされている。</p> <p>現在、要綱により禁止行為としている広告等の掲示については、近年の公共施設の運営手法の多様化の状況を踏まえ、財源確保の観点から、次期、指定管理募集時期と</p>	令和4年 9月	スポーツ 振興課

<p>を活用していく施策を立案していくことも重要である。ネーミングライツのように施設そのものに係るもののほか、施設内外の看板設置による広告収入策や、寄付金の募集、基金の創設等の一層の財源確保に取り組まれない。スポーツ競技は、官民間問わず、企業広告や協賛の対象となることが多いことからさまざまな事例があるため、これらを検証し、当該施設にふさわしい方法を研究する必要がある。</p>		<p>なる令和4年度に向け検討していく。</p>		
---	--	--------------------------	--	--